

第 77 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時：2021 年 12 月 23 日 15:00～17:30

◆会場：オンライン開催

◆議題

財務省提案議題

1. IDA 第 20 次増資交渉の結果について
2. 「国際開発金融機関（MDBs）のエネルギー支援に係る日本の提案」について

NGO 提案議題

1. OECD の輸出信用グループ（ECG）及び開発援助委員会（DAC）における化石燃料支援に関する議論とアジア開発銀行（ADB）の方針について
2. 国際協力銀行および国際協力機構の ESG ポリシーと、化石燃料補助金フェーズアウトの取り組みについて
3. 国際協力銀行が貸付契約を締結した LNG カナダプロジェクトにおける人権侵害と環境対策の不備について
4. モザンビークへの円借款及びナカラ回廊開発（鉄道整備・石炭開発）への JBIC 融資について

◆参加者（順不同・敬称略）

NGO

1. 波多江秀枝（FoE Japan）
2. 深草亜悠美（FoE Japan）
3. 杉浦成人（FoE Japan）
4. 木口由香（メコン・ウォッチ）
5. 遠藤諭子（メコン・ウォッチ）
6. 渡辺直子（日本国際ボランティアセンター）
7. 高橋清貴（日本国際ボランティアセンター／恵泉女学園大学）
8. 津山直子（アフリカ日本協議会）
9. 大林稔（モザンビーク開発を考える市民の会／龍谷大学）
10. 池上甲一（近畿大学）
11. 鈴木康子（気候ネットワーク）
12. 川上豊幸（熱帯林行動ネットワーク）
13. 堀江由美子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
14. 古沢広祐（JACSES／國學院大學）
15. 田辺有輝（JACSES）
16. 山縣萌香（JACSES）
17. 喜多穂香（JACSES）

財務省

1. 田部真史（開発機関課長）
2. 影山昇（開発機関課 課長補佐）
3. 真船貴史（開発機関課 課長補佐）
4. 足立直也（開発機関課 課長補佐）

5. 上村晃嗣（開発政策課 開発政策調整室長）
6. 小林和雄（開発政策課 開発企画官）
7. 林原賢悟（参事官室 課長補佐）
8. 森文弥（参事官室 課長補佐）
9. 萬浩之（参事官室 課長補佐）
10. 比留間邦宏（参事官室 地域第一係長）
11. 大和宏彰（参事官室 地域第三係長）
12. 大田勇翔（参事官室 地域第四係長）

JBIC

1. 宮崎慎也（経営企画部業務課 次長）
2. 後藤直拳（経営企画部業務課 課長代理）
3. 横田篤（経営企画部業務課 調査役）
4. 清水勇佑（経営企画部業務課 調査役）
5. 平井靖司（経営企画部企画課 課長）
6. 沼田雄人（鉱物資源部第2ユニット ユニット長）
7. 大隈拓也（石油・天然ガス部第1ユニット ユニット長代理）

財務省提案議題1：IDA 第20次増資交渉の結果について

MoF 足立：

世界銀行グループの国際開発協会 IDA の第20次増資交渉、いわゆる IDA20 の最終会合が先週行われ、合意に至ったので、本日の機会を利用して NGO の皆さまに増資会合の結果について簡単にご説明したく、議題として提案した。

資料の一枚目は IDA の概要である。世界銀行グループは世界最大の開発機関であり、twin goals と呼ばれている貧困の削減及び繁栄の共有の促進を目標、使命としている。

世界銀行グループを構成する中核4機関は、右の表に記載した四つの機関である。一点目が、主に中所得国をターゲットとする国際復興開発銀行（IBRD）、二点目が今回の議題である低所得の途上国をターゲットとする国際開発協会（IDA）、三点目が途上国の民間部門を支援する国際金融公社（IFC）、四点目が保証を提供する多数国間投資保証機関（MIGA）である。左にあるとおり、デイビッド・マルパスというアメリカ出身の方が総裁をしており、ワシントン D.C. に本部がある。

IDA についてのみ簡単に補足させて頂く。加盟国、ドナー国の出資金を基に超長期・低利の融資やグラントを提供し、低所得の途上国の開発を支援する。このような IDA の資金提供の性質上、定期的な資金補充が必要になるため、通常は3年ごとに増資を行っている。現在の担当副総裁は世界銀行のプロパーの方だが、西尾副総裁という日本人である。

二枚目に進む。今回の IDA20 の経緯について簡単に説明する。IDA は、前回の増資が合意に至ったのが2019年12月、そして3年の期間がスタートしたのが2020年7月であり、このパンデミックが始まる直前に合意し、パンデミックが始まって約半年たった頃にこの IDA19 の期間が始まった。その直後から、低所得国のコロナ支援を行うために IDA の資金不足が見込まれていた。このパンデミックに対して IDA が必要

な資金を供与するためには、IDA19の資金をどうしてもフロントロードしなければならないという状態になったため、後程より詳細に説明するが、日本が議論をリードし、このIDA20の1年前倒しの合意に至った。

このように日本が議論をリードしたという経緯もあったため、日本が増資交渉の最終会合を先週12月14日から15日にかけてホストし、IDA史上最大の支援規模となる930億ドル、そのうちのドナー貢献額235億ドルというパッケージに合意した。日本はこのIDA20の増資パッケージの中で、日本が重視する開発アジェンダがしっかりと反映されていることを踏まえ、IDA19と同じ貢献シェアを維持するため3767億円、前回比プラス242億円の貢献をすることとした。

資料の下部に、『Special Theme』を5つ、『Cross-Cutting Issue』を4つ並べている。次のページでより詳細に説明するが、IDAは増資のたびに、ポリシーコミットメントというIDA自身が達成すべき目標を策定し、その目標達成実現を通じて開発効果を実現していくという仕組みになっている。例えばHuman Capitalについては、IDAが30カ国について幼少期の支援をするというポリシーコミットメントがある。このように、各項目についてIDAが達成しなければならないポリシーコミットメントをつくるという仕組みになっている。

ポリシーコミットメントとは基本的に5つの柱、Special Themeに沿って策定されるため、ポリシーコミットメントがぶら下がるかどうかがこのSpecial ThemeとCross-Cutting Issueの大きな違いになる。しかし今回のIDA20では、Cross-Cutting Issueにも一部、先程述べたポリシーコミットメントが策定されているので、この二つの違いは一部相対化されているという状況である。

今回の増資では、赤字にした人的資本(Human Capital)が新たにCross-Cutting IssueからSpecial Themeに格上げされ、Human Capitalに関連するポリシーコミットメントが多数策定された。その実現を通じ、IDAが開発効果を上げていく。平たく言うと、人的資本がより重視される形になっている。また、下の赤字の、危機への準備態勢、Crisis Preparednessが新たにCross-Cutting Issueに追加され、こちらも全体を通じて重視されていく構造になっている。

次のページが先程述べたSpecial Themeの全体像である。多岐にわたるため、一つ一つの説明は割愛する。このポリシーコミットメントや、あるいはその背景にある考え方は、IDAのDeputies' Reportに記載される。Deputies' Reportのドラフトについては、3回にわたるドナーの代表間の増資会合後の11月に一度、主にシビルソサエティーの方々向けのパブリックコンサルテーションが実施され、日本のNGOの中にもコメントを出した機関もあったと伺っているので、この中にもすでにご覧になった方はいると思うが、そのパブリックコンサルテーションのコメントやその後のドナーのコメントを踏まえ、先週の最終会合で合意に至った。これは世界銀行の正式プロセスを経て、来年の4月をめどに、正式に公表される予定となっている。

本当に多岐にわたるため、いくつかかいつまんで説明する。Human Capitalが今回、新しくSpecial Themeに加わったため、ここにあるポリシーコミットメントの大半が、今回のIDA20から新しく加わった内容である。例えばHuman Capitalの2点目、基本的社会サービスの強化では、学習、つまりコロナで苦しんでいる子どもたちがどう学校に戻るか、あるいは社会的保護、ソーシャルプロテクションをどう適用していくかといったことがポリシーコミットメントに定められている。ジェンダーでは、1点目の『質が高く手頃な価格の生殖医療や母子保健支援を含む、女性のエンパワーメント』が記載されている。

次のページに進む。先程から述べているとおり、今回の IDA20 は議論の最初から日本がリーダーシップを発揮し、最後まで引っ張った経緯がある。資料の冒頭に書いたように、IDA19 が始まったのが 2020 年 7 月で、その 3 カ月後の 10 月には当時の麻生財務大臣が開発委員会で、IDA の資金補充の必要性を他国に先駆けて主張した。これがまさに IDA20 の前倒しの議論の始まりになり、前倒し自体は 2021 年 4 月に合意したが、その後も日本が議論を主導した。先週行われた最終会合では、基本的に事務方の会議になるが、日本からは岸田総理と鈴木大臣にも参加頂き、日本の非常にハイレベルな強いコミットメントがあるということ各国にしっかり示すことができた。資料には記載していないが、会合の間では全ての参加国と世界銀行の全ての参加者から日本に対する感謝が述べられた。その一例として、世界銀行のプレスリリースを下に引用しているが、マルパス世界銀行総裁からも日本に対する感謝が繰り返し述べられた。

資料の最後のページも参考である。IDA の加盟国・借入国は 74 カ国あるが、そのうちの大半がアフリカであり、アジア太平洋州国は、一部の東南アジア、南アジアの国、太平洋州の島国が中心となっている。

堀江：

今回の IDA の第 20 回増資会合における日本政府のリーダーシップには、大変感謝している。セーブ・ザ・チルドレンとしても、この IDA20 が、世界の最貧国における子どもたちの保健や教育や栄養といった基本的な権利を満たすために欠かせない資金を確保する機会として着目しており、提言も提出した。

2 点ほど伺いたい。当初の目標額として 1000 億ドル、ドナーの貢献額としては 260 億ドルが掲げられていた。この額については、アフリカの国々や、セーブ・ザ・チルドレンを含む多くの市民社会も、最低目標として達成されることを期待していた。その後、世界銀行としては 950 億ドルを目標額として出していた。今回非常に大きな成果とは見ているが、この目標額に到達しなかった要因または状況を可能な範囲で教えて頂きたい。

もう 1 点は、今回ご説明頂いたように、Human Capital、人的資本の特別テーマが設定されたことに注目している。これは保健や栄養や教育といった分野に資金が確保される機会として、非常に期待を持っていた。以前も伺ったが、ドナー側が拠出先をイヤーマークできるようなものではないということは認識している。しかし、特に栄養については、栄養サミットが IDA20 の 1 週間前に日本が主催する機会もあったことから、栄養というテーマを推進する機会としてもぜひ見て頂きたいと話をした。例えば栄養の指標を Tier1 レベルの指標として、発育阻害や消耗症といった指標がしっかりと入るようということも提言させて頂いた。今後、この Human Capital で掲げられた目標に対して、どれくらいの金額がどの国にどのように使われて、どのような成果が出ているのか、透明性が確保された形で報告されることを期待している。ぜひ、日本政府としても引き続き働き掛けをお願いしたく、交渉して頂けるかどうか。この 2 点を伺いたい。

MoF 足立：

セーブ・ザ・チルドレンからもコメントを提出して頂いたとのことで、そうした機会でも日本の NGO の皆さまがしっかりコメントを出して頂くことが、国際社会のアジェンダ形成においても日本のプレゼンスを示すことにつながるので、我々としても非常にありがたい。

質問を頂いた点に関して、目標額については、今回 IDA の増資交渉は通例 4 回の増資会合が行われる。第 2 回の会合終了時点で、まずベースケースとして支援規模 900 億ドルを目指すことに広範な支持が集まった。その後、おっしゃって頂いたように、アフリカの諸国でアビジャン宣言が出され、その中で被支援国側から

1000億を目指して欲しいという意見が出された。そうした状況も踏まえ10月に行われた第3回の増資会合では、900億ドルからさらに積み増しを図っていく議論がなされた。IDAの事務局も様々な金融的手法を含め、どうすれば支援規模を拡大できるかという議論を積み重ね、900億ドル以上を目指すことに広範な支持が集まり、最終会合を迎え、結果としては支援規模930億ドルになった。

非常に残念ながら、まだ世界銀行自体がどの国がいくらドナー貢献を約束したかをつまびらかにしていないため、我々から各国のドナー貢献状況について本日話すことができない。先程述べたとおり、Deputies' Report レポートの公表は4月が目処なので、それまでには皆さまにも伝えられると思うが、以上のような経緯で結果として930億ドルとなった。

Human Capitalについて、IDAはこの930億ドルの支援規模をSpecial Themeごとに分けていく仕組みにはなっていない。基本的には国に対して配分していく。先程74カ国のリストを後ろに付けていたが、IDAが計算式を持っており、国がどのような経済財政改革をしているか、あるいはGDPの水準なども含めて、一定の計算式に基づいて国別配分をしていく。これがIDAの資金の大半を占めるものである。その中でどこに使っていくかは、デマンドドリブンになるため、各国とIDA事務局との話し合いの中で使途を決めていく仕組みになっている。したがって現在の段階で、このHuman Capitalにいくら使われるのか、ジェンダーにいくら使われるのかは残念ながら分からないが、先程述べたとおり、Special Themeに沿ってIDAが達成しなければならない目標がある。それが、一例で申し上げれば、基本的な社会サービスの向上について、例えば少なくとも40カ国、そのうちの10カ国はFCSというように、IDAが達成しなければならないものがポリシーコミットメントとしてHuman Capitalで言えば8つ、Climate Changeで言えば8つという形で定められている。現在の段階でイヤーマークはないが、IDAがこの目標を達成するためには、それなりの資金を配分して支援を実施しなければ達成できないと思うので、それについてはしっかりとした支援がなされるものと我々は期待している。

モニタリングについては、ポリシーコミットメントの達成状況はもちろん報告される。また、先程おっしゃったResults Measurement Systemでは、Tier1、Tier2でそれぞれ指標が設定されているので、それに沿った形での効果の測定についてもしっかりとIDAに報告を求め、我々としてもそれをモニターしていきたい。

また、栄養サミットをご提示頂きありがたい。栄養サミットはIDA20最終会合の1週間前に開催した。今回資料の3ページにも少し記載したように、人的資本の三点目の幼少期支援のところで、栄養がフォーカスされている。この他にも農業のところなど、栄養にメンションされている箇所があったため、栄養が重要なテーマであるということがこのIDAの事務局にもしっかりと打ち込まれており、各ドナーの間でもそうしたところに合意が得られているという感触を得られたと、我々も思っている。

最後に、質問の答えではないが、冒頭で説明し忘れてしまった点を補足する。我々は今回、前回のNGO協議会でもご指摘頂いた、GPEを通じた教育支援の話も提起した。パブリックコンサルテーションの機会にご覧頂いたDeputies' Reportのドラフトでは特段そうしたメンションはなかったと思うが、我々から、そもそもIDAは他のデベロップメントパートナーとの連携をもっと重視すべきだということをご一般論として訴えた。このパンデミックの中で、特に女子生徒を中心に学習機会が失われている。これは本当に長期的な影響につながりかねないと主張した。そして、デベロッピングパートナーとの連携を強化し、その中で例示としてGPEを記載して頂くということも主張し、それは最終的に取り入れられている。

堀江：

丁寧にご回答いただき、ありがたい。GPE の件もこちらが見落とししていたが、大変歓迎される話である。日本政府から交渉頂き感謝する。

財務省提案議題 2：「国際開発金融機関（MDBs）のエネルギー支援に係る日本の提案」について

MoF 影山：

MDBs 全体を担当している立場から、今回は気候変動の関係について説明する。本年は COP26 で気候変動の議論が極めて盛り上がり、我々日本政府もこうした機会を捉え、日本として気候変動に対してどのように取り組んでいくかを、しっかりとメッセージとして打ち出すことが重要であると考えている。日本は G7 の一国であるとともに、アジアの中でもこの議論をリードする立場にある国である。国際社会全体として気候変動の取り組みを進めていくにあたり、我々としてどのようなことを打ち出していくことが望ましいかという観点から、この度、国際開発金融機関（MDBs）のエネルギー支援について提案したという経緯がある。

まずこの背景として、国際社会全体がパリ協定に基づき、2050 年を目途にネットゼロ、カーボンニュートラルを目指していくことによって、国際社会全体としての 1.5 度目標を達成することが大きな目標である。そのためには、先進国はもとより途上国、特に主要排出国においてしっかりと排出削減を行うことが重要であるという認識に立っている。もちろん途上国であるため、それぞれの国の経済的、社会的事情もしっかりと勘案しながら、最大限できる努力を図っていくことによって、その国の持続的な発展と温室効果ガスの削減を両立していく。そのために先進国の義務として、財政的、技術的な支援を提供していくことが重要であると考えている。

こうした取り組みを途上国で行う上で、極めて重要なツールの一つが MDBs である。なぜならば、広範なネットワークを持っていることと、財政的または技術的な側面において、一貫した支援を行うノウハウやナレッジがあるからである。そのため、今回我々は、この MDBs を通じた支援という点を重視している。

今回、日本政府として特に強くメッセージを発したことは、大きく 2 点ある。1 点は石炭火力プロジェクトについて。主要 MDBs においては新規プロジェクトを支援しないという判断をしているため、この点を日本政府としても支援していくというメッセージを明確に示した。もう 1 点は、各国におけるエネルギー支援を行うにあたっての指針を示した。以上が今回の提案の大きな点である。

この具体的な指針についてこれから簡単に説明する。大きな二つの柱から成り立っており、一つ目の柱は、途上国における支援を行う上で大事なこととして、その途上国全体におけるエネルギー・トランジションに向けたパスを MDBs がしっかりと描くことである。こうした国全体のパスが描けてこそ、初めて個別の支援ができる。もう一つの柱が、個別プロジェクトにおいて我々としてどのような点を重視しているかということである。

一点目の柱について。我々が MDBs に求めていくことは、我々が合意しているパリ協定に沿って再生可能エネルギーを最大限活用することを前提として、各国におけるエネルギーの計画を作ることである。当然、所得や技術、地理的環境等によって、その国が作れる計画も異なってくるが、大事なことの一つは能力に合った計画を作ることである。例えば、すでに MDBs から卒業する所得基準を満たしているような国に関しては、グローバルな温室効果ガス削減目標と整合的なものを作って頂くことが極めて大事だと考えている。

その上で、各国において計画を達成するためには、MDBs が持っているツールとして、例えばポリシーベースオペレーションなどを通じながら、しっかりと対話をしていくことによって、国全体としてそうした方向に向かう枠組みづくりをしてもらうことである。

ある計画を作った時点において最新の技術などが達成されていたとしても、必ずしもそれが数年後も最新の状況とは限らないため、それを定期的に見直していくことによってアップデートすることを通じ、その国全体が常に野心的な計画を作っていくようなメンテナンスをしていくことも含め、しっかり進めていってほしいということを、国全体の政策として我々はお願いをしている。

もう一つの柱は、個別のプロジェクトベースである。今述べたような国全体のパスをしっかりと定めた上で、そのパスに乗った形で個別のプロジェクトを支援していくことを我々は MDBs に求めていく。こうしたものを求めていくにあたって最も大事なことは、各国の事情を踏まえつつではあるが、累積的な温室効果ガスの排出を抑制する観点から、その国においてしっかりとエネルギー源を確保しながら、それでも排出抑制効果が最大のものを選んだ支援を行っていくことである。それによって各国におけるエネルギーアクセスの改善を図りつつも、それが結果的に温室効果ガスの累積的な削減につながっていくような個別プロジェクトを支援していくことが大事であると考えている。

その最良の方法については、我々として画一的に判断するのではなく、様々なエネルギーのリソースがある中でその国の状況を踏まえながら、温室効果ガスの削減に少しでも律するようなもの、それは単に所得水準等に限るのではなく、その国が置かれている総合的な状況、地理的な状況、つまり再生可能エネルギーが使いやすい国なのかどうか、その国の技術の状況等も踏まえながら判断していく必要があると考えている。

それにあたっては、MDBs が持っている知見を確認しながら、その国ごとにどのような技術が活用可能かを比較する必要がある。また、あまりにも高価だとそれは持続可能ではなく、過度に負荷をかけてしまうため、結果としてエネルギーのアクセス改善にはつながらない。したがって、経済的にもアクセス可能なものである技術を支援していくことが重要である。その結果として、累積的な温室効果ガスを削減していくことを目指して頂きたいと考えている。それが、先程述べた考え方と整合的なもので、MDBs が支援するのだから民間資金だけでは支援できないようなものであり、開発効果が認められるようなものかを見ながら、MDBs として必要な支援を行ってほしいというメッセージを発している。こうした内容の提案を、秋に行われた G7、G20 といった、財務大臣が出席する会合や、世界銀行の年次総会の際に行われた開発委員会の場でも、日本としてメッセージを発信してきた。

このようなメッセージを発信していく中で、日本として具体的な取り組みも示していくことが重要だと考えている。今回は具体的な例として2点挙げたが、G20 や世界銀行年次総会の直後に行われた COP26 の場では、具体的に2つの取り組みに対して日本政府としてコミットした。一つは、世界銀行グループに置かれているクリーンテクノロジーファンドである。これは、日本がアメリカやイギリスという、気候変動に対して積極的な国々と協力しながら、途上国における石炭からの移行を支援する形で、今回新たに立ち上げを表明したものである。日本の鈴木大臣も、イエレン米財務長官やスナック英財務大臣とともに、この立ち上げを歓迎する旨を表明したところであり、日本が過去に拠出した資金が、今回のこの新しい支援の枠組みの中でも活用されることになっている。

もう一つが、日本が重視している、アジアにおける石炭からの脱却を支援する上で、アジア開発銀行（ADB）に新たに設置されるエネルギーtransitionメカニズムである。こちら途上国における石炭

火力からの脱却と、再生可能エネルギーへの移行を支援するものであり、ADB が COP26 の場で表明した。日本は、これに 2500 万ドルの資金貢献をすると表明した。具体的には、この日本からの拠出や、また今後他国からの拠出も集めていく予定であり、それを元手にしながら民間セクターからも資金を集める。それらの資金をもとに、既存の火力発電所の稼働停止を前倒しすることによって、少しでもアジアの途上国、具体的にはインドネシアとフィリピンを念頭に置いているが、それらの国が石炭火力発電からの脱却を図り、それと同時に将来的な再生可能エネルギーへの投資を推進することを目指している。

このような取り組みをしっかりと行っていくことによって、途上国の石炭火力からの脱却を図るとともに、現実的な再生可能エネルギーへのトランジションのパスを支援していくことが、今後重要だと思っている。日本としても、先程述べた我々の提言に沿って、途上国における開発と気候変動対応の両立を図りながら支援していきたいと考えている。

深草：

パリ協定に沿ったエネルギー計画の策定は非常に重要な点だと思う。その点は日本政府としても追求して頂きたい。

パリ協定に沿ったエネルギー計画とはいうのは、どのように判断するのか。例えば、日本政府の自身のエネルギー計画に関しても、環境 NGO から見れば、2030 年のエネルギー計画に石炭が 19%残っていることはパリ協定に沿っていないと言える。他国、特に途上国において、パリ協定に沿ったエネルギー計画をどのように判断していくのか。また、それに沿ったエネルギー政策をつくっていく上で、日本政府はどのような貢献ができるのか。

2 点目は、事前に送って頂いた資料で、PDF の日本の提案についての文書があったが、こちらには特定のエネルギー源について、天然ガスという文言は出ていなかったものの、特定のエネルギー源を排除することは合理的ではないと書かれている。一方で、今見せて頂いたスライドには天然ガスと書かれており、この天然ガスを排除することで非合理になるというのは、どのようなケースと比べてそう言っているのかということが気になった。また、石炭火力はまさしく特定のエネルギー源であるが、こちらは支持されているとのことである。

3 点目の質問は、天然ガスという特定のエネルギー源について、この提案された中で議論がなされたのか、その場合どのような議論があったのか伺いたい。

MoF 影山：

1 点目について。日本政府としての支援もさることながら、今回我々は MDBs を通じて、途上国における野心的なエネルギー計画の策定を促していく。パリ協定で書かれていることは、具体的には国ごとにしっかりと NDC (Nationally determined contributions) と長期的なストラテジーをつくっていくということであり、そこにおいて各国ごとにカーボンニュートラルに向けた道筋をつくっていくというものである。

この中で、各国だけに任せては必ずしもできないようなところについて MDBs が関与する。その際に、その国だけではできないようなエネルギー・トランジションに向けた取り組みや、技術的な支援も含めて、少しでも気候変動に向けた取り組みを国全体として強化していく。それによって、その国がずっと石炭火力などに依存し続けられないようにし、1 年でも早くカーボンニュートラルに近づけていくような支援をしていく。さらに、それを 5 年サイクルで見直すときに、MDBs 等が知見や技術を生かしながら最新の状況をアップデート

ートしていくことによって、毎回の見直しにおいて最新の世界的なトレンドに合わせた形で一步一步、カーボンニュートラル、1.5 度目標に近づけていくよう MDBs には取り組んでもらいたいということを、我々は MDBs に要請している。

2 点目の質問に回答する。スライドではまさに天然ガスと書き、ワードにおいても特定のエネルギー源について排除しないと書いた。先程口頭で説明したように、各国は途上国であるため、まだまだエネルギーアクセスが十分でない国もある。それらの国では、今後しっかりとエネルギーアクセスを確保していくという課題がある。それと同時に、気候変動という観点から、少しでも温室効果ガスの少ないエネルギーを活用できることが望ましい。つまり、エネルギーアクセスの確保と温室効果ガスの累積的な削減を最も現実的な形で実現できることが、温室効果ガスを削減する点からは最も妥当な考えであるというものが我々の提案である。

仮に、天然ガスであるからといって支援を全て排除してしまった結果、現在最も安価にエネルギーを生み出せる石炭火力に依存し続けることをその国が選んでしまうと、それはかえって石炭火力によってエネルギーアクセスを改善することになってしまうため、温室効果ガスの削減という観点からは必ずしも望ましくない。そうであれば、最終的に再生可能エネルギーに到達するまでの間に、少しでも温室効果ガスの少ないエネルギー源、例えば天然ガスを中間的に使っていくことを我々として排除はしない。もちろん、天然ガスよりも実用可能で温室効果ガスを削減できるものがあれば、そちらの方が望ましいが、各国の状況を踏まえた上でしっかりと判断していくことが重要である。

3 点目にも関わるが、そうした状況なので、必ずしも特定のエネルギー源であるからといって機械的に排除することはしない。他方で石炭火力に関しては、現時点で各 MDBs 自身がもう石炭火力への新規支援を行わないとしている。その点に関しては日本政府としても、後で説明するが、G7 等でも合意している内容なのでしっかりとサポートしていきたいと我々の提言の中でも述べている。

MoF 田部：

少し補足をする。基本的には今影山から説明をした通りであるが、我々の基本的な考え方は、常にその国のその場所の状況においてベストアベイラブルオプションを採るべきであるというものである。したがって、再生可能エネルギーができる場所であれば、化石燃料、天然ガスや石炭ではなく、当然リニューアブルをするべきである。しかし、必ずしも全ての場所でそれができるわけではない。そのときに、他の選択肢を排除してしまうと動けなくなり、いつまでも排出量が最も多い方法にとどまってしまうことを懸念しているため、これを排除しないということである。

石炭との関係に関して、石炭については影山から説明があったように、各 MDBs が石炭から撤退するという方針は我々として支持する。我々が現在、理解している範囲で、石炭がいわゆるベストアベイラブルなオプションになる可能性は、現在の技術を前提とする限りにおいては無いと考えている。したがって、それを MDBs が支援しないということを我々としては支持できる。ただし、将来石炭について本当に今後の技術進歩でゼロミッションが実現するようなことになった場合に、MDBs がそれを支援対象とすることを排除するものではない。

化石燃料に関する考え方については他の質問でもあったので、考え方をもう少し説明する。一部の国あるいは一部の方々は、特定のエネルギー源は良い、あるいは駄目だという形で区分をするというアプローチを採っている。我々も排出量を最大限削減するという目標は同じであるが、カテゴリー的に A は駄目、B は良いとしてしまうと、つまり以前も少し説明したように、現在、最も汚い所にいる国があり、最もきれいな所に行くことだけ支援し、この間の領域に行くことは支援しないということにしてしまうと、最もきれいな所に

いけない国は間の領域にもいけないため、最も汚い所にとどまってしまう。これは結局、全体の排出量を多くしてしまうオプションになってしまう。我々としては、常にベストアベイラブルなオプションを支援することが、最も排出量を削減することに有効であり、最も地球に優しいアプローチであると考えている。

深草：

個別のエネルギー源については確かに今回議題に出しているのですが、そちらでもう少し伺いたい。最初に述べた、パリ協定に沿ったエネルギー計画が非常に重要だと思っている。全球目標をいかに各国の目標に落とし込むかは非常に難しい。特にパリ協定の立て付け上、各国がそれぞれの状況に合わせることになっているため非常に難しいが、様々な科学的なエビデンスに沿った手法があると思うので、パリ協定に沿ったエネルギー計画を追求して欲しい。

NGO 提案議題 1：OECD の輸出信用グループ（ECG）及び開発援助委員会（DAC）における化石燃料支援に関する議論とアジア開発銀行（ADB）の方針について

田辺：

先程の議論とも非常に密接なものであるが、この間 COP26 事前から期間中を含めて、化石燃料に関する様々なイニシアチブやコミットメントがいろいろな所で見られてきている。今回特に私が気になっていることは、大きく二つの矛盾点である。2点の大きなギャップがあるのではないかという問題提起をする。

1点目のギャップが、OECD の輸出アレンジメントと COP26 における岸田総理のコミットメントのギャップである。OECD の輸出アレンジメント改訂の中では、CCUS を備えていない石炭火力発電の公的信用とタイド援助を停止することが合意され、11月1日から発効している。CCUS 以外の abatement 技術について、例えば日本が進めているアンモニアや水素の混焼技術は、このアレンジメントの中では支援対象として認められていないと理解している。

他方で、11月2日に岸田首相が COP26 で、石炭と必ずしも表明していないが、化石火力の中でアンモニアと水素などのゼロエミッション火力に転換するために資金支援をすると表明している。少なくともこの化石火力の中に含まれる石炭火力について、このようなアンモニア、水素などの abatement 技術を伴ったものを公的支援にしていくということが矛盾しているのではないか。

もう1点は、OECD の DAC における宣言と、先程ご説明のあった MDBs に向けた日本提案や、アジア開発銀行での MDBs の最近のエネルギー政策のトレンドのギャップである。10月27日に OECD の DAC において、パリ協定との整合化に関する宣言が発表された。本文の中では、石炭火力については G7 のコミットメントをそのまま適用するとし、新規の石炭火力は支援しないということを発表したが、Footnote 1 において、石炭を越えた化石燃料への ODA 支援については、先程の議題で説明があったように、他に代替案がないもの、もしくはパリ協定や NDC との整合性が見られないものについては基本的に支援しないというコミットメントが出されている。

他方で、アジア開発銀行ではそれをさらに細かく、より詳細に、具体的に、ガス事業については規定している。先程ご説明のあった日本政府提案においても、この Footnote の趣旨は基本的に合致していると考えているが、なぜかこのコミットメントには日本は棄権をしている。日本とオーストラリアが棄権しており、その他の DAC 加盟国についてはおおむね合意していると理解している。これが2点目のギャップである。

質問は3点ある。1点目は、新しい輸出信用アレンジメントの石炭火力に関する規定が輸出信用とタイド援助に限定せず、基本的にはJBICの投資金融やJICAの有償資金協力全般に適用していくものなのか。2点目の質問は、こうしたアンモニア混焼の石炭火力発電を日本政府が支援していく可能性があるということについて、ギャップが生じているのではないか。3点目は、ADBの理事会でエネルギー政策の決定において日本理事がどのような投票行動を行ったのか、そしてその理由は何か。さらに、アメリカとオーストラリアが棄権している理由がもし分かれば教えて頂きたい。

MoF 上村：

1点目の質問について回答する。石炭火力の公的支援全般について、今年の6月にG7サミットで合意していることを踏まえ、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への新規の国際的な直接支援を年内に終了することについて日本もコミットしている。その上で、輸出信用アレンジメントの改定では、公的輸出信用とタイド援助について、CCUSを備えたものという一部の例外を除き、基本的には石炭火力発電の新規輸出への支援をしないということに合意している。JBICの投資金融やJICAの有償資金協力についても、こうした今までの合意やコミットメントに沿って進めていくことは変わらない。以上が質問の1点目への回答である。

質問の2点目についても併せて述べる。今回の公的輸出支援のルールは11月1日に発効しているが、総理はCOP26で、日本はアジアエネルギー・トランジションイニシアチブを通じて化石火力をアンモニアや水素などに転換するために、1億ドル規模の先導的な事業を展開すると発言した。アジアエネルギー・トランジションイニシアチブは、今年の夏に経済産業省、当時の梶山大臣から発表されているものである。水素やアンモニアについて、経済産業省のグリーンイノベーション基金で、技術開発や自主支援のようなことをしていくことも含めて行っているイニシアチブであると理解している。

要は、再生可能エネルギーを最大限導入しながら、電力の安定供給のために必要な火力発電のゼロエミッション化を目的とし、アンモニアや水素も活用して発電技術の将来的な展開を目指すという決意を総理から表明されたものと理解。一方でOECD合意では、新規の石炭火力発電所への支援は、現時点ではCCUS付きに当然限定されているが、今後の展開に応じて支援基準についても拡大に向けて話し合いをすることも明記されている。将来的にレビューを行うこととされており、現時点でアンモニアなど特定の個別技術が、将来何か発展があったときでも排除されるわけではないと考えている。以上を考えると、全体として両者に大きな矛盾が生じていると我々自身は考えていない。

MoF 真船：

ADBの理事会の関係で2点質問を頂いた。前段の、日本の投票行動の結果と理由について回答する。まず、ADBの新しいエネルギーポリシーに日本は賛成している。その理由は、冒頭で影山からご案内したように、MDBsのエネルギー支援に係る日本の提案も含めて、日本の政策の方向性に合致していることが背景にある。

後段の質問の、アメリカとオーストラリアが棄権している理由をどう分析しているかについて回答する。エネルギーポリシーの理事会の議事録自体は公表されており、アメリカとオーストラリアが棄権していると書かれているが、それ以外のところは公表されていない。我々の理解としては、アメリカやオーストラリアも含めて、各国の投票行動には各国のエネルギー政策の方向性が反映されていると考えている。ちなみにアメ

リカについては、今年の8月にアメリカの財務省が、MDBsにおける化石燃料エネルギー案件に係るガイダンスを公表しているため、ADBの理事会でもこうしたガイダンスを踏まえて対応したものと見ている。

MoF 田部：

今のADBの話について真船が申し上げたとおり、これは日本の方向性に沿っているということで支持をしたが、最初に影山から説明した日本の提案は、ADBにおけるエネルギーポリシーの議論を見ながら提案を示すことによって、異なる立場の国々の理解を広げ、エネルギーポリシーへの幅広い支持を獲得していく、そういう議論の方向に持っていくという意図を持って行ったものである。もちろんこの提案を作っていく過程においては、私自身も私の上司も、国内あるいは一部の外国の、石炭支援を続けたい方々への説得に時間とエネルギーを多くかけた。今の質問では、アメリカとオーストラリアという棄権をしてしまった国々について出たが、もともとADBのエネルギーポリシーは2009年から改定されていない。改定の議論を始めてしまうと、ヨーロッパの国々と、域内の借り入れ国の妥協点が見いだせなくなるのではないかとということで放置されていた。まさに今回、このエネルギーポリシーに折り合わないと思われていた域内の借入国も欧州の諸国も皆、支持をして、このポリシーが実現したということは、大きな成果であると考えている。

田辺：

私からは2点ある。一つはOECDのアレンジメントの件である。確かにOECDのアレンジメントの中には、CCUS以外のabatement技術については今後議論の対象にすると書かれているが、例えばアンモニア混焼を将来的にずっと排除するとは書かれていないものの、現段階においては少なくともアンモニア混焼は支援対象外となっている。

G7の中でのコミットメントのunabatedという定義と、OECDのアレンジメントの中でのabatement技術の定義が、少なくとも現段階において整合しているかどうか極めて重要なポイントではないかと考えている。OECDのアレンジメントでabatement技術の中に混焼が含まれていないのであれば、基本的にはG7のコミットメントの中のunabatedも現段階においては、混焼は含まれていないとするべきではないか。逆に違うとなると二枚舌外交のようになってしまうため、基本的には国際交渉において、G7とOECDの二つの場に出てきた言葉の定義は一致されるべきではないか。それについても何かあればお伺いしたい。

2点目について、ADBの理事会において特に日本政府が借り入れ国の説得に、非常に努力されていたことは、これまであまり知らなかったことなので、非常に歓迎すべきことだと思っている。他方で、DACでの棄権行動は、財務省は特に絡んでいないという理解でよいか。

MoF 上村：

1点目は私から回答する。先程、私の答え方に若干省略した部分があった。OECDの今回の合意は、新規の石炭火力発電所向けの支援はCCUS付きに限定し、基本は支援しないというものである。その上で、何かそれ以外で拡大するとすれば、将来的にレビューするという構造である。

それと併せて、既存の石炭火力発電所への支援について、延命（石炭火力発電所の寿命がある程度想定できるとして、それを長くすること）や容量増大（既存設備に何かを付け加えることによって発電能力を上げる）は、いずれも結果的には排出量が増えることになるため、そうした延命や容量増大を伴わない限りにおいて、CO2の排出削減対策のための支援は可能だという合意になっている。その中ではアンモニアの混

焼も、特定して何かを定めているというわけではないが、排除されてもいない。そのような枠組みの合意になっていると我々は理解している。したがって、現時点で一切できないという合意にはなっていない。

排出削減対策が講じられていない部分はどのあたりかということについては、少なくとも 2021 年 6 月の段階では、昔で言う超々臨界などのように単に効率化をするだけでは、排出削減対策をしたことにはならないという理解は既にあると理解している。そうしたものも含め、全体として進めていくということではないかと思っている。

田辺：

既存のプラントに、例えばアンモニアを付けるということは確かにおっしゃるとおりだと思うが、新規で石炭火力を支援する場合のアンモニア、例えば混焼付きのものを新規で行う場合に、それを現在 JBIC が投資金融で支援できるかどうか恐らくポイントである。確かにアレンジメント上は、JBIC の投資金融は必ずしもかかっていないので、対象外であろう。ただし、G7 の中でこうしたものが abatement 技術として定義されるのであれば、G7 のコミットメントにも違反しないことになってしまうため、それは問題ではないか。

MoF 上村：

投資金融は、今回のアレンジメントの合意のスコープには入っていない。その上で、支援するのかわからないのかをはっきりすべきだということだと思うが、まずは G7 合意が 6 月にあり、その上で JBIC は ESG ポリシーを 11 月に出している。後でそれについても話があるが、個別案件についてはその中で対応していくということに尽きる。

田辺：

つまり、G7 の unabated の定義は、政府としては現在特に定めていないということでしょうか。

MoF 上村：

特定の技術はこれで、これとこれが含まれて、これとこれは含まれないというような形では定義されていない。

田辺：

分かりました。繰り返しになるが、OECD と G7 の間で abatement という定義をきちんと共通化させることが重要だということは、意見として述べさせて頂く。

MoF 田部：

DAC のステートメントについては他の誰かが関与していたかもしれないが、少なくとも我々は、このステートメントに対する日本の対応には関与していない。ただし、省内の誰かが関与していなかったかどうかは、私の方では分からない。

波多江：

確認だが、先程の OECD と G7 の関連で、質問 1 の回答について、JBIC の投資金融も JICA の有償資金も OECD のアレンジメントに沿って進めていくという回答だった。シンプルにいけば、OECD 輸出信用アレンジメントも abatement の定義も、JBIC の投資金融や JICA の有償資金もそこに沿って進めていくという理解でよいか。

MoF 上村：

質問 1 でお答えしたのは、まず石炭火力発電の公的支援について、6 月の G7 サミットで合意があった。排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への新規の国際的な直接支援を年内に終了するということを合意しており、日本はそれにコミットしている。

その上で、11 月に発効した OECD の輸出信用アレンジメントでは、公的輸出信用やタイド援助について、CCUS を備えたものという一部の例外を除き、石炭火力発電の新規輸出への支援停止に合意している。その上で、JBIC の投資金融や JICA の有償資金協力についても、こうした政府の既存の取り組みの方針や国際的合意に沿って実施していく。

NGO 提案議題 2：国際協力銀行および国際協力機構の ESG ポリシーと、化石燃料補助金フェーズアウトの取り組みについて

深草：

これも冒頭お話し頂いた議題と、先程の田辺さんの議題と関係するが、公的資金の流れと気候変動ということで注目され、特に COP26 でも様々な取り組みが出されたところである。全体の流れとして、資金の流れを脱炭素化させていくという方向性は、すでに共有されているところかとは思いますが、今後いかに具体的に取り組んでいくかという議論が必要ではないかと思っている。背景にも書いたように、今回 COP に先立って JBIC が ESG ポリシーを発表している。また、COP26 の採択文書においても、非効率な化石燃料補助金のフェーズアウトが明記されている。そうしたことから、具体的に日本政府、JBIC としてどのような行動をしていくのかについて詳しく伺いたく議題を提出させて頂いた。質問も背景もそれで説明になっているので、このままご回答をお願いしたい。

MoF 上村：

1 点目の質問で、TCFD に関する質問をいただいている。JBIC 自身も気候関連の財務情報の開示の重要性を認識している。2019 年 10 月には JBIC 自身がこの TCFD の考え方に賛同し、TCFD コンソーシアムというグループに参画している。その上で、COP26 の前に発表した ESG ポリシーで気候変動問題の対応方針を定めており、そこで TCFD 提言に基づく気候関連情報開示を推進することを、取り組みの中での重要な柱の一つとして位置付けている。開示の方法の詳細については今後、検討していくことになっている。

引き続き 2 点目も回答する。投融資ポートフォリオのネットゼロをどのようにして達成するのかというアプローチについて、質問を頂いたと理解している。投融資のポートフォリオのネットゼロは、投融資先の脱炭素の取り組みを支援していかなければ実現できない。そこがまずポイントになると思っている。全体として脱炭素社会を実現するために JBIC ができることの一つは、公的機関であるため民間機関に比べると相手国との関係が深いので、よく相手国にエンゲージメントすることである。前回協議会も含めてこれまで議論になっている新興国、途上国のトランジションのスピードを上げるべく、様々な働きかけをし、普段からコミュニケーションしていくことが大事だと考えている。

JBIC は政策金融機関なので、民間機関に比べると対外交渉力がある。それを発揮し、途上国政府の一步に JBIC が貢献していくことが大事である。JBIC は、基本的には民間の金融機関と一緒に支援することになる。そのため、もともと気候変動については民間セクターの役割が非常に重要だということをずっと言われてい

るが、これからもますますそうであるため、民間セクターも含めて巨額の資金を動員する際に、JBIC もその一端を担う形で貢献していくであろう。

3 点目の質問は、JBIC の ESG ポリシーと、先程議論になった ADB のエネルギーポリシーが違うのではないかと趣旨であると理解している。JBIC と ADB のポリシーなり政策には通底しているものがあると、我々は思っている。最も大事なことは、国際社会全体で 1.5 度目標を達成することであり、その上で途上国において排出量削減を最大限進めていくことが大事である。そこに向けて、様々な方策を採るという最大目標がある。その上で、先程影山からも説明があったとおり、途上国ごとの経済の状況やエネルギー需要、資源依存度、それから、地理的条件も含めて再生可能エネルギーがどのような形で活用できるのかというような、それぞれ異なる状況を踏まえて支援をしていくというのが基本的なアプローチである。

ADB のエネルギーポリシーの『支援先事業のライフタイム』云々という部分は、天然ガス案件に係るものであると理解している。2050 年前後で途上国それぞれがカーボンニュートラル目標を定めており、それを目指す時期と整合的でなければならないという趣旨だと理解しており、個別のプロジェクトについて特定の年を超える耐用年数を持っているということ自体を、このルールそのものが否定しているわけではないと思っている。

JBIC の ESG ポリシーは、2050 年に JBIC 自身の投融資全体のポートフォリオでネットゼロを目指すということであり、そもそも ADB のエネルギーポリシーとのスコープの違いがある。しかし、基本的な哲学は通底しているものがある。また、それぞれの機関で目的や、取り組んでいることの内容が多少異なるので、それぞれの機関のエネルギーポリシーが全ての面において画一的に、絶対に同一でなければならないとまでは考えていない。両者のポリシーに何か大きな齟齬がある、または矛盾しているとは、我々は考えていない。

深草：

最初の質問で、開示の方法については今後検討していくとのことだったが、大体のスケジュール感はあるか。また、ネットゼロを JBIC がどう定義されているかが気になる。3 の質問も、自分で質問を書いていて何だが、どのように達成していくかがあまり見えてこなければ、ADB のポリシーとのギャップなどは、正確に言えるものではないのではないかと。問いに回答して頂いたが、開示の方法も含めて、もう少し具体的なアプローチを今後お示し頂きたい。

MoF 上村：

今の発言は追加の質問か。それともコメントか。

深草：

後半はコメントで、前半については TCFD に沿った今後の具体的な検討のスケジュールをお聞きしたい。

MoF 上村：

スケジュールも含めて、これから検討していく段階である。

4 点目の質問は、JICA についてである。JICA はこれまで、国際市場で債券発行を行っており、前回も確か JICA 債の話が NGO 協議会で少し話題になった。しかし、現段階で JICA の財務や JICA 債の発行に関して

は、グリーンに関わる何かに限らず、JICA の財務状態なり資金調達において何か危ない状況が発生しているとは、我々は考えていない。

その上で、JICA は今まで「JICA 環境方針」を掲げて、気候変動・環境への取り組みを行ってきたが、COP26 に先立って、今回初めて「Sustainability Report」を公表している。途上国における持続可能な経済の実現に向けて、気候変動対策をはじめとする JICA の具体的な取り組みや目標をそのレポートの中で公表しており、JICA の活動を定量的に評価するために、指標と目標についての記載を盛り込んでいる。具体的な指標や目標は今後、検討していくが、設定した指標や目標に沿って、自身の業務の排出だけではなく、事業活動に係る排出を合計した排出量も考慮に入れて環境問題への取り組みを進めていく。具体的な指標や目標については、これから考えることになっている。

MoF 小林：

5 番目の質問は、クリーンエネルギー転換のための国際公約支援の宣言に賛同しなかった理由について、財務省の見解を聞きたいとのことであった。今、田部や上村から話が出て、これの繰り返しになるが、財務省としても、2050 年までのカーボンニュートラルを目指した、途上国の温室効果ガスの最大の削減を推進する必要があるということが基本ラインである。今年 6 月の G7 サミットの合意を踏まえ、財務省としては OECD の輸出信用アレンジメントの話と、先程田部が述べた MDBs の文脈でどのように対応していくか。この件においてはエネルギー転換の達成に向けた現実的な道筋が必要であり、一足飛びに再生可能エネルギーにいけるのであれば良いシナリオであるが、いけない国はどうするかということで、天然ガスを含んだ中間領域のプロジェクトを支援する必要があると現在考えており、MDBs でもこのような対応をとっている。もう少し具体的に言うと、ADB のエネルギー転換メカニズムや世界銀行の CTF を通じて資金の支援をしていき、省エネルギーから再生可能エネルギーや CCUS などに持っていくというものが財務省のメインの考え方である。

COP26 の際に、排出削減を講じていない化石燃料プロジェクトへの公的金融の終了に向けて声明を出していたことは承知しているが、財務省としては、エネルギー転換は非常に重要だと考え、現時点ではこの共同声明に参加していない。繰り返しになるが、カーボンニュートラルに対して、MDBs もしくは JBIC、JICA を使ってどのようなことをしていきたいか、それを支援していきたい。当然、日本国内の話はまた違った側面があると思うが、いずれにしても国際局、財務省では、そのような対外的なものについては、今述べたような考えで対応してもらっている。

深草：

トランジションの上で天然ガスが重要であるという立場だということは、よく分かった。例えば、天然ガスや石油の支援事業についても、もちろん我々 FoE Japan としては、天然ガスをトランジションに使うことには反対の立場だが、上流の開発については、日本の需要に対する開発である場合もあり、事業によっては途上国のエネルギー需要を満たすものでないものもある。いわゆる上流側の開発と、中流、下流と目的が違ってくるかと思うので、もちろん天然ガスや石油含み、この支援に関する宣言を日本政府にも賛同して頂きたかったが、例えば上流についてはもう少し取り組みを進めることなどが可能ではないかと思った。

MoF 小林：

上流、中流、下流の議論は注視させて頂く。

田辺：

この議題の共同提案をしており、1点コメントをさせて頂く。3番について、JBICの今回のESGポリシーで、2050年までに投融資ポートフォリオの排出ネットゼロを掲げたことは一歩前進であると捉えつつも、まだまだ不十分ではないかというのが問題意識としてある。というのは、例えば、2070年まで運転を継続する予定のガス火力発電所、かつCCUSも混焼も予定がないというプロジェクトが仮にあったとして、JBICの方針では、2050年までにこの融資が返済されていけばJBIC上は問題ないということになってしまう。

ただし、2050年ネットゼロを目指す日本政府としては、そもそもこうしたガス火力案件は支持できないはずであろうということなので、きちんと事業のライフサイクルを見通した上で、2050年ネットゼロに合致しないであろうプロジェクトはそもそも融資対象にしないという方針を、さらに一歩進めて、ADBを見習い、JBICやJICAにも持って頂きたい。

MoF 田部：

今ご質問頂いた点について、先程上村からも説明したように、ADBのポリシーも、それぞれの国において、2050年前後をめぐってそれぞれの国が立てるトラジションパスに整合的であるということをお求めているものである。それはその国において、プラスもありマイナスもある中で、どこかの時点でそのトータルをゼロにするという目標と整合的であることを求めているものであり、個別のプロジェクトが特定の年限までにどうかするということを求めているものではない。

一方で、JBICは私の担当ではないが、あえて述べれば、これも個別の国のそれぞれの事情がある中で、特定の所ではプラスであり、特定の所ではマイナスであり、ポートフォリオのトータルとしてゼロだということである。したがって、この二つが考え方として整合していないということではなく、それぞれに凸凹がある中でネットゼロを目指しているものであると私は理解している。

先程化石燃料について少し述べたが、今石油の話もあったので、もう一言付け加える。先程述べたように、国によってはアプローチとして、カテゴリー分けしてこれはよし、これは駄目という形を採っていく一方で、我々はそのようなアプローチを採っていない。その理由として、そのようなアプローチを採ってしまうと最も良い方法が選ばれなくなってしまう恐れがあるということをお述べたが、せっかくの機会なので一つ具体的な事例を、あえて天然ガスではない事例で説明をする。ある途上国で、石油精製施設をアップグレードするという案件があった。これは実際にあり、議論が分かれた。この施設が石油を精製してディーゼルを作り、そのディーゼルはバスやトラックの燃料になる。しかし、質が非常に悪かったため大量のSOxを排出し、もちろん二酸化炭素も出し、精製プロセスで海水を使い、海洋汚染も引き起こしている。この案件は、アップグレードしてキャパシティーを増やすものではなく、質を改善して大気汚染も二酸化炭素も海洋汚染も減らすという案件であった。これについて、石油の案件であるとカテゴリーカルなアプローチを採ると、キャパシティーを増やさないと言っているけれども、耐用年数は延びる、そうしたものは支援すべきではないとなってしまう。

これに対して我々のアプローチだと、これは現在可能な手段の中で、バスやトラックからの排出を最も抑制できる手段である。バスやトラックを、燃料電池車や電気自動車にすぐに変えられるならよいけれども、恐らくどのような楽観的な予測でも、あと20~30年はその国でディーゼル車が走るとすれば、そこを改善することが望ましいと考えるのが我々の立場である。これはもちろん価値観の違いなので、我々の価値観を押

し付けるつもりはないが、どちらのアプローチがより排出の削減につながるのか、またどちらのアプローチがより地球に優しいのか、それぞれの立場から異なる意見があると思うが考えて頂きたい。

MoF 上村：

G20 の自主的なレビュー（G20 voluntary peer reviews of the reform of inefficient fossil fuel subsidies）に関する質問を頂いた。非効率な化石燃料の補助金に関する自主的なレビューについて、2009 年に G20 でピッツバーグサミットがあった。そこでの首脳声明で、「中期的に無駄な消費を助長する非効率な化石燃料補助金を合理化し段階的に廃止する」ということが合意されており、それ以降、同様のコミットメントが確認されている。

当時、日本は該当する補助金がないという理解で、特段自主的なレビューはせずに終わっている。過去にそうした理解でレビューに参加しておらず、非効率な化石燃料補助金は現在もないという理解なので、今後もこのレビューに参加する予定はない。

もう一つの質問で、その他どのような取り組みを行うのかということだが、G20 で書かれているような非効率な補助金はないという理解であるため、あるという前提で取り組むことは考えていない。

深草：

中期的に無駄な消費を助長する非効率補助金について、日本は該当する補助金がないとのことだが、私の理解が間違っていないければ、非効率補助金に関する定義が G20 でもなされていないと思っている。その理解は正しいか。

MoF 上村：

ご指摘のとおりだと思う。

深草：

その場合、日本政府は日本政府なりの非効率な補助金を定義した上で、ないという判断なのか。

MoF 上村：

当時我々が行ったことは、G20 で書かれているような該当する補助金はないと理解したというのみである。

深草：

よく理解できなかったが、G20 で書かれているようなものがないが、それはいいのか。

MoF 上村：

そうである。『中期的に無駄な消費を助長する非効率な化石燃料補助金』とピッツバーグサミットでは書かれているが、そのような補助金はないと理解している。

深草：

分かった。ないと当時判断した際に、あるかないかをレビューされたと思うが、そうしたものは発表されていないのか。

MoF 上村 :

当時そのようなものを公表したということもないと思う。

木口 :

この点についてはいろいろ認識が違うことが分かったかと思うので、また引き続きの議論をお願いしたい。

NGO 提案議題 3 : 国際協力銀行が貸付契約を締結した LNG カナダプロジェクトにおける人権侵害と環境対策の不備について

杉浦 :

簡単に背景を説明する。今年の 10 月 29 日に国際協力銀行が、LNG カナダプロジェクトに対する貸付契約を締結した。このプロジェクトの不可分一体の事業であるコースタル・ガスリンク・パイプラインは、現地の先住民族の土地を通過する計画になっているが、影響を受ける Wet'suwet'en という先住民族の伝統的酋長らはパイプライン事業に同意しておらず、先住民族の土地に対する権利についてはカナダの最高裁判所でも、この Wet'suwet'en の伝統的酋長らが権利を持つと認められていると認識している。

また、国連人種差別撤廃委員会も、FPIC が取得されるまで事業の建設を即時停止するよう、連邦政府に求める決議を発表している。それにもかかわらず、パイプラインのプロジェクトの実施主体である CGL 社は建設を続けている状況である。

前回の会議でも話したように、11 月に入って現地の人権状況が極めて悪化しており、反対の声を上げる先住民族やその支持者、また、取材をしていたジャーナリストなどが相次いで逮捕されている。さらに、殺傷能力のある武器で重武装をした警察隊なども派遣されていることが確認されている。これに加え、ブリティッシュコロンビア州の環境評価局は、2019 年にパイプラインの工事が着工されて以来、10 以上の環境評価証明書の不遵守に関わる命令を CGL 社に出している。JBIC が貸付契約を締結した後も、三つの不遵守命令が出されている。以上の状況を踏まえ、4 点質問しているので回答をお願いします。

MoF 森 :

杉浦さん、FoE Japan の皆さまにおかれては、個別案件で最新の状況を日々共有頂き、ありがたい。この場を借りて御礼申し上げます。時間が押しているとのことなので、早速回答に入る。今回、LNG カナダに先般 JBIC が融資契約を調印したが、関連するコースタル・パイプラインのプロジェクトについて、今ご説明があった通り、事業者と一部の先住民族との対話の状況が悪化しているという指摘である。この点は事実関係に関することなので、まず JBIC から認識について説明をお願いします。

JBIC 大隈 :

4 点質問を頂いている。1 点目について。環境レビュー時の認識に関する指摘に対してであるが、本行はこれまでの環境社会配慮確認において、CGL パイプラインプロジェクトおよびブリティッシュコロンビア州政府がカナダの法令やブリティッシュコロンビア州の法令を遵守し、先住民族と対話を通じて先住民族の代表者との間で合意を得てきた旨を確認している。

このような合意プロセスや、ブリティッシュコロンビア州政府およびプロジェクト側の対応は、FPIC に関する先住民族の権利に関する国際連合宣言の諸要請に応えるものと考えられるとともに、現時点での社会的

合意の調整状況については、国際金融公社パフォーマンススタンダードに照らしても合理的であると認識している。一部の反対者によって抗議活動が行われていることは認識しているが、現地にて社会的合意が得られるよう、十分な調整が図られたと認識している。

先住民族との対話状況に関しては、借入人を通じて確認したところ、CGL パイプラインプロジェクトの実施主体である CGL 社は、反対派に対して平和的な話し合いを何度も呼び掛けているとのことである。ご指摘頂いた抗議活動については、反対派が平和的な話し合いにも応じずバリケードを設置し、500 名超の現地労働者を閉じ込め、閉じ込められた現地労働者への水や食料の供給が遮断されてしまったため、RCMP と呼ばれる王立カナダ騎馬警察がやむなくバリケードを撤去したとのことであった。撤去したところ、反対派が物理的妨害活動を行ったことに対し、現地警察が強制執行により逮捕せざるを得なかったものと、借入人を介して聴取している。反対派によるいずれの行為も、プロジェクト実施主体の CGL 社がブリティッシュコロンビア州の裁判所から取得している、妨害活動の中間的差し止め命令に違反しており、現地法令に沿った対応がとられているものと、借入人からの報告を受けている。

プロジェクト実施主体の CGL 社による平和的な協議、対話を実施する姿勢は継続されており、極端な反対活動をしている活動家は一部であるとのことである。加えて、そうした活動家に対しては先住民族からも非難声明が出されていることも踏まえ、先住民族との対話状況が著しく悪化しているものではないと、借入人から確認している。

2 点目の質問に回答する。先程説明した通り、先住民族との対話状況が著しく悪化しているものではないと認識している。一方で、先住民族との対話状況等については引き続きモニタリングを継続し、ご指摘頂いている抗議活動も注視したいと考えている。

続いて 3 点目の質問に対して回答する。ご指摘頂いた点は、抗議活動に関してジャーナリストが逮捕されたことを懸念されているものであると理解している。抗議活動全体については冒頭で説明したとおり、借入人から聴取した情報によると、本件についても、警察が何度も口頭で指示していたことを無視していたため反対派とともに逮捕に至ったものであり、現地法令に沿った対応がとられたと認識している。

4 点目についてもこのまま回答する。プロジェクトの実施主体である CGL 社が現地環境当局から、各許認可に沿って工事を進めていく過程で継続的に検査を受けているというものであるが、この過程で一部に不遵守事項が提示されていることは認識している。他方で、指摘を受けたこの不遵守事項自体は適切に対処していることは確認している。例えば、実際の現場の状況が計画時の想定と異なる場合等に、指摘事項を踏まえて随時、対応を改善しながら工事を進めていっていると理解している。プロジェクト実施主体の CGL 社が、環境当局の指摘を踏まえて適切かつ柔軟に対応していることは確認している。一方で、今後もこうした点を含めてモニタリングは継続したいと考えている。

MoF 森：

財務省からも一言だけ述べる。JBIC が融資調印するにあたっては、自ら定めている環境ガイドラインに沿って、適切なプロセスを経た上で本件融資の決定をしたものであると理解している。ただし、融資を調印したから終わりというわけではなく、JBIC はプロジェクト実施主体を通じたモニタリングを今後もきちんと続けていくとの説明があった。我々としても現地の動向を注視しているので、引き続き JBIC がレンダーとして適切に対応していくように促していきたいと考えている。

杉浦：

何点か質問とコメントがある。質問 1 に対しての回答だが、反対派がバリケードを作り、CGL 社の従業員が一部の地域に閉じ込められてしまったため、そのバリケードを破壊したという話であった。しかし報道等で確認すると、CGL 社にはもともと、この先住民族の伝統的酋長が、自分たちの権利がある土地であるため退去するよう 1 年前に要請していた。しかしその要請に応じず、1 年後の今年 11 月に改めてその要請を再発行したとなっている。これは CGL 社に伝えたものであるが、現地の従業員に伝わっていなかったという報道を聞いている。この件は確認されているか。従業員のインタビュー等も現地の報道で載っており、こうした退去命令が出ていたのなら自分たちは退去していたというような従業員の声も聞いている。

また、原点に戻るが、もともとこの土地は、現地の先住民族の伝統的酋長らが権利を有している土地であるため、そこでの強制的な工事は、伝統的酋長が合意をしていなければ、するべきではないと我々は考えている。

他の部分もまとめて質問する。質問 3 について、ジャーナリストの方々も抗議活動に関わっていたと認識しているとおっしゃっていたが、ジャーナリストは表現の自由、報道の自由が基本的人権で守られており、またジャーナリストは実際に抗議活動を行っていないという認識である。第三者の報道者としてこのような現場の状況を伝えることは重要であり、彼らの権利が侵害されるものではないと我々は考えている。この点に関しては、カナダの記者協会や、アメリカのワシントンに本部を置くジャーナリスト保護委員会も声明を発表し、抗議の声を上げている。

また、こうした行為の一つとして、先住民族の Wet'suwet'en の方々への食料や薬の運搬なども、現地の警察によって妨げられたという報道を聞いている。これは現在続いているかもしれないが、このようなことも起きているとのことで反対の行動をした。基本的人権が侵害されるような事業に対して、日本の公的資金が使われて良いのかという点は非常に疑問である。

また、このような反対運動に対しての逮捕や、重装備の警察が現地に入っていくことは、2019 年の年明けや 2020 年の年明け、また今回と、何度も起きている。国連の人種差別撤廃委員会も、この重装備の警察が現地に乗り込んではないという命令をしている。このようなことが何度も起きており、JBIC としてはどのように再発防止をするのか。

質問 4 に対しての回答にも質問がある。回答の中で、不遵守事項が適切に対処されていると言っていたが、例えば 10 月 14 日から 21 日の調査結果に関しては、我々の理解では、去年に行われた調査のフォローアップの調査であると理解している。つまり、これまで何度も似たようなことが起きており、今回また改めて調査を行ったということだと思う。こうした調査の内容でも対処したと言っているが、現地の報道のインタビュー等を見ていると、現地の EAO は、正しく対応したのかを現地調査も含めて確認する必要があると言っているため、きちんと対応されているかどうかはまだはっきりしていないと思っている。また、調査結果を我々はドキュメントで見たが、少なくともこの 10 月の調査結果の中の Requirement 1 は、まだ遵守の状況が確認できていないと記載されている。したがって、こうした状況を踏まえても、適切に対処されているとはまだ言えないのではないかと。しかもこれは 10 月の調査結果のものだけなので、他のところは我々もまだ確認できていないが、きちんと対処されているのかという点が不明確である。また、先程も言ったように、

このようなことが何度も起こっており、今後も繰り返し起きる可能性は十分あるのではないかと思います。こうしたことに対して再発防止は非常に重要だが、そこをどのように確保させるのか。

JBIC 大隈 :

総じていろいろ頂いたが、結論としては、基本的に現地の法令にきちんと則った対応がなされているという点は全て確認しているという回答であるが、個々に答えていく。

最初に頂いた、抗議活動に関する対応が適切かどうかという点については、本件は大きく報道もなされており、しっかり注視していきたいと考え、情報を取っている。その上で確認できた内容としては、本件は、ブリティッシュコロンビア州の裁判所から中間的差し止め命令も取得しており、これにも基づいて、今回バリケード関係について対応がとられているという報告を受けている。こちらは、現地の法令等に則った適切な対応が非常に求められてくるところであり、それが適切にできているかを確認している。その点について、現状適切に対応できていると報告を受けているものである。ここも引き続き注視していきたいと思っているが、現時点での報告を受けた結果の認識は以上である。

先住民族との対話も継続的に見ていくところであるが、今回のバリケードについて、警察によって物事が上手く進んでいかないというような話は認識していない。バリケード等を作って抗議活動を行うことによって、これは Wet'suwet'en の抗議声明の中に記載されているが、彼ら自身もそこが通れなくなり非常に困っているという話も聞いている。そうした状況を捉えた上で、カナダの現地の法令に基づいた対応がとられたものであるという報告を聞いている。

その中で、ジャーナリストが逮捕されている点についても問題意識を持たれていると理解した。こちらについても、基本的には全て現地法令に基づいて対応がとられたものであると報告を受けている。基本的には現地法令をしっかりと遵守した形で物事が進んでいるかどうかという点で確認をしているが、本件もそうした流れで対処されたものと認識している。

このようなことが繰り返し起こっているという話も、問題意識として頂いた。もちろん抗議活動は無い方がよいが、いざこのようなことが起こってしまった場合は、現地の法制度に基づいた対応をせざるを得ず、やむを得ずこうした対応をしたということかと思う。かつ、こうした抗議活動自体も、実際の先住民の方から、すべきではないという意見も出ているので、そこは現地でしっかり話し合い等をして解決が図られていくことを期待している。プロジェクトの実施主体である CGL は常に平和的な話し合いを求めており、協議をしたいというスタンスであるため、協議がきちんと行われていくことを期待している。

不遵守事項についても過去数回、指摘があったではないかという指摘を頂いた。こちらに関してもしっかりとモニタリングはしているが、現在確認している限りでは、現地で実際に、例えば土壌は掘ってみて初めて分かることがあり、そこについては現地の環境当局とコミュニケーションを取りながら、より適切な形で工事が進んでいくよう、より改善をしながら順調に進んでいるということは確認している。こちらについてもしっかりとモニタリングしながら、不都合が起こっていないかという点を見ていきたいと思っている。

MoF 森 :

財務省から 1 点だけコメントする。今、JBIC から事実関係について説明があったが、聞いていると、双方、事実関係の認識に大きなずれがあるように感じた。先程述べた通りで、決して JBIC は融資調印をしたから

終わりというわけではなく、今後もモニタリングをしていこうと思っているとのことであった。カナダでの出来事なので報道ベースにならざるを得ないと思うが、例えばそれ以外のソースやエビデンスなど、具体的な事実関係の指摘を頂ければ、それをもう一度 JBIC に確認してもらうこともできる。引き続き具体的な指摘を頂ければ、JBIC で検討するものと認識している。

波多江：

財務省の森さんから今あった通り、認識に大きなずれがあるので、また別途機会を設けて頂き、議論させて頂ければと思う。JBIC の情報の取り方は、甘いというか、不十分だと思う。恐らく借入人から情報を取っているのだろうが、せっかく先住民族の伝統的酋長も LA を結ぶ前に話をしているのだから、その方たちとも連絡を取って情報を取るなど、そこまできちんとして頂きたい。

UNDRIP の要請に応えた FPIC が取得しているとおっしゃっているが、国連の人権差別撤廃委員会でも、FPICに関しては取得できていないという認識の決議文が2019年に出ている。そのあたりの認識についてもさらに説明責任を果たして頂いた上で、我々との議論をして頂きたい。そこは認識が甘かったのではないかと我々は思う。先程杉浦が申し上げた通り、逮捕が何度も起こるような抗議活動に、先住民族の方たち、伝統的酋長のグループが追い込まれているとのことで、とても社会的合意が十分に調整されているとは言えないと思う。

もう1点だけ申し上げると、我々もビデオで拝見しているが、騎馬隊がライフルなどを持って抗議活動を圧するという状態は、平和的な抗議活動をしている、要するに武器を持っていない先住民族の方たちに対する、弾圧以外の何物でもないと思う。現在、ビジネスと人権が世界的に非常に重要になっており、日本政府としても、人権についてこれから本腰を入れて取り組もうとされていると思う。いろいろな担当相なども新設されている。その中で今回のような、ライフルを持った大きな騎馬隊などが、無理やりドアを蹴って壊して先住民族の方たちを連れ出し、一緒にいたジャーナリストも逮捕されるというようなことが、公的資金 JBIC のお金を使って起こって良いのか。我々は、これについては本当に驚いており、非常に危機感を覚えているため、また別途議論させて頂きたい。

木口：

この点は、ぜひ別途じっくり議論をお願いしたい。法令遵守だけでは、環境社会ガイドラインが必要なくなってしまうので、JBIC の認識も改めて頂きたい。

NGO 提案議題 4：モザンビークへの円借款及びナカラ回廊開発（鉄道整備・石炭開発）への JBIC 融資について

渡辺：

この議題は私から話をするが、議題提案者は日本国際ボランティアセンターだけではなく、モザンビーク開発を考える市民の会、アフリカ日本協議会と共同である。本日、参加者は確認していないが、関係者として池上甲一先生と高橋清貴さん、津山直子さんにも参加して頂いていると思うので、後でコメントや質問などがあればお願いしたい。

これまで繰り返し話してきたことなので、ほぼ説明はなしにする。1 点目が、2015 年 9 月から止まっている隠れ債務を発端とした問題から生じた、モザンビークに対する日本の円借款がこの間ずっと止まっていることについて、改めて現状に変わりはないか。

加えて二つ質問する。質問書の 6 ページの(2)、ナカラ回廊開発のうちの質問書のタイトルに、私が天然ガスを残したままにしてしまったが、議題では鉄道整備と石炭開発だけにしてある。本日はこの 2 点についてのみである。こちらはもともと現地調査に基づいた被害が確認されてきていて、融資をしないよう JBIC に求めてきたが、2017 年に 1000 億円の貸付契約が締結された。しかし、その後 2021 年 1 月に、このビジネスを売却することが、事業実施主体であるブラジルの Vale 社と三井物産から発表された。現地では引き続き被害が回復していないことが確認されているため、責任の主体の確認をしている。その中で 2 点、7 ページに③、④と番号を振ってあるが、④、⑤の間違いである。この 2 点について回答をお願いしたい。

MoF 萬 :

私から、円借款についての質問①から③について回答する。①は、隠れ債務に対する見解に変更がないかという質問であるが、これまでも伝えているとおり、隠れ債務の問題は重要なイシューであるという見解に変更はない。

②と③は関連する質問になるため、まとめて回答する。③の質問にある、外務省のサイトに掲載された、稼働中の『マプト・ガス複合式火力発電所整備計画に対する円借款に関する書簡の交換』という記事について、2014 年 1 月に E /N 締結、L /A 調印したマプト・ガス複合式火力発電所整備計画は、現在、実施中の案件であり、。これにより建設された発電所に対する、長期の保守管理のために必要な円借款を追加で供与したものである。当初計画において、長期保守管理は、もともと発電所の建設と一体のものだったが、実施中の案件において予測不可能な大幅な為替の変動、20 円程度の円安が進んだことにより、当初予定していた長期保守管理の部分の費用が不足する事態が発生した。これに対応するために必要な円借款を追加で供与したというものである。

発電所自体は 2018 年 8 月に既に完成しており、本件の円借款の追加供与をしなければ、発電所建設後の適正な長期の保守管理を行うことができず、これによって、当初計画していた事業の開発効果を維持することが困難であった。

新しい借款に明確な定義があるわけではないが、本件については今説明した通り、実施中の現在進行形の案件において、当初予測できなかった事態が発生し、これに対応するために必要な円借款を追加供与したものである。我々は追加借款という言葉を使っているが、これと一般的ないわゆる新規の案件を区別しており。これまで「新規の案件について供与していない」と説明していたのは、こうした事情によるものであり、新規の案件について供与していないことについては変わりはない。

JBIC 沼田 :

④、⑤については JBIC から回答する。④から説明する。モアティーズ炭鉱、ナカラ回廊鉄道、港湾インフラ事業に関する JBIC 融資に関して、Vale に依頼した具体的な内容としては、融資期間中に事業者が策定、実施を促してきたモビリティアクションプランに沿って、例えば安全対策やコールセンター等を通じて現地住民からの直接の質問に答えることで、地元住民への適切な対応をとること等、各種内容への引き続きの

対応を行うよう、また新たな事業者に対しても同様に引き継がれるようお願いしている。続いて、⑤の回答をする。前回の協議会でも説明したとおり、JBICの融資そのものは既に全額期限前弁済済みである。

渡辺：

まず、隠し債務の問題と円借款については、おっしゃっていること自体は理解できた。ただし、背景の隠し債務問題は、元大統領と現大統領も関わっていると言われており、裁判も起こされていて、まだ解決していない。だからこそ日本政府としても、円借款の新しいものは供与しないと決めて対応されていると思う中でその問題が解決されていない。関与していた方々が、大統領や政府の高官としてまだ継続して残っている中で、このような借金だけが増えていくことの結果が国民に押し付けられてしまうだけになるという点で、どうしようもないと思うが、もともとの事業の計画や相手国政府のガバナンスを、債務持続性の観点や人権の観点からも事前に徹底的に検証することが必要である。そうしたガイドラインの枠組みや取り組みが、先程のカナダの話も聞いていても、欠かせないものなのではないかと感じた。

炭鉱とモビリティアクションプランに沿った対応について、ご回答ありがたい。質問では、お願いをした結果どうなったのかということも聞いているので、その点だけ追加で回答を頂きたい。

JBIC 沼田：

Vale にお願した内容については、Vale もきちんと認識しているものと理解している。

渡辺：

それは既に確認されているということでよろしいか。

JBIC 沼田：

そのようなやりとりをしている。

渡辺：

分かった。ただし現場を見てみれば、こちらが現地調査で実際に目にした被害は戻っていないことが確認されている。ずっと伝えてきたことだが、非常に不可逆な影響を与える事業だった。コミュニティの改変や、農民が土地を失ったり、生業も失ったりということが生じている。線路が3メートル掘られて、そこでは陸橋が渡されていないために線路を渡ろうとする住民の転落事故も起きている。車で通れない所には部分的に、十分ではないにしても対応されたと聞いているが、そのように社会を改変してしまう影響を与える事業だったという点から、取り返しが見つからないことをしたということをきちんとご理解頂きたい。そうしたことを踏まえて、今後の事業や融資の判断をする必要があると強く考えている。

事前に被害を伝えていながら融資を決定され、そのときに、ガイドラインがあるから被害が少なくなる、対応できると主張されていたのであれば、せめて契約の範囲を超えてでも、その被害回復に努めることが責任としてあるのではないかと思う。それが出来ないのであれば、影響を深く鑑みずに融資をすることは、公的資金であるためお金が戻ってきたら良いという話ではない。お金が戻って来たから公的資金は無駄にされていないと、お金の面だけ見ればそう言われるかもしれないが、現地に与えた影響として、人々にとっては被害が残っているという意味では、公的資金の無駄遣いだったと言わざるを得ないような状況になっている。これまでの議題を聞いていても、もう少し対応を考え、現地をきちんと見る、情報を取るということを向上させていく必要があるのではないかと考えている。

コロナの中で我々も現地調査等を行えていないが、現地に入ることが可能になれば、その後のフォローアップ調査等を行い、引き続きその被害回復をどのように進めていけるのか、フォローアップしていけるのか、これで終わりではなく、議論を継続させて頂きたい。なぜなら、こうした経験が踏まえられずに、今回議題に出さなかった天然ガス開発が行われており、そこでも非常に甚大な被害が生じているからである。あるいは先程のカナダの事例や、これまでに案件として出ているベトナム事例やインドネシアの事例もあるため、融資という意味では終わった事業の経験を踏まえて次に生かしていくためにも、これからもきちんと検証を続けていく必要があるのではないかと考えている。

池上：

前回と前々回に参加し、その折の回答は、ほとんど事実に基づいていないと判断せざるを得ないような回答だったと思っている。しかし今回に関しては、質問の内容がかなり細部にわたる具体的なものだったこともあり、ある程度の確かな回答を頂いたと思う。

ただし、Vale に指示をしたということ、そしてそれを確認したということについて、我々は現地の区域に行けないので確認ができない。それは JBIC も同様であろう。その対応をどのように把握していくのかという努力と、融資完了あるいは事業が完了するときに、そこに生じているいろいろな、経済的、社会的インパクトについてきちんとフォローアップをし、そこで得られた教訓を次に生かしていくという、いわゆる PDCA のサイクルをプロジェクトの中だけの話ではなく、融資の案件を持ち込むこと自体についてもきちんと検証し、それを評価して次に生かすというサイクルを構築して頂きたいと思う。これは関連するプロサバナでも同様であり、今、ナカラ全体の問題についても同様のことが指摘できると考えている。

JBIC 沼田：

お金が戻ってきたら良いのかという点があったが、JBIC として決してそのようなつもりはない。今後の案件においても現地の情報をしっかり確認し、事業者に対しても地域住民への配慮をこれまで以上に促していきつつ、本日頂戴したコメントについてもよく参考にしながら業務を進めていきたい。

渡辺：

このような場でのやりとりとしては、それなりのご回答があったり、ガイドラインの枠内や契約の枠内でご回答頂いていると思うが、先程からの議論にある通り、現地の現実と回答とのずれをどのように埋められるかを引き続き考え、後で取り組むのではなく、本当は予防することが最も重要だと思うので、そうしたメカニズムも考えていきたい。

MoF 田部：

私は、一度は対面で行いたいとかなり前から言っているが、ずっとオンラインになってしまい申し訳ない。しかし、活発な議論ができていると思う。今後とも引き続きよろしく願いたい。